令和５年度 介護保険負担限度額について

介護保険施設やショートステイにかかる費用のうち、居住費・食費は原則、利用者負担となりますが、所得の低い方は申請により負担限度額が設けられ、その居住費・食費の負担を軽減することができます。

1　対象となる方

次の３つ全てに該当している方または生活保護受給者が対象となります。

①　世帯員全員が、令和５年度住民税非課税であること

②　配偶者が、令和５年度住民税非課税であること

（住民票上の世帯が異なる場合も含む）

③ 以下(1)～(3)の前年の年金収入額+その他合計所得金額に応じた預貯金等の金額要件を満たしていること

※第２号被保険者の場合は、単身で１,０００万円以下、夫婦は２,０００万円以下

前年の年金収入額+その他合計所得金額が					
(1)８０万円以下		(2)８０万円超１２０万円以下		(3)１２０万円超	
預貯金	単身：　６５０万円以下 夫婦：１,６５０万円以下	預貯金	単身：　５５０万円以下 夫婦：１,５５０万円以下	預貯金	単身：　５００万円以下 夫婦：１,５００万円以下

2　軽減内容

食費・居住費の負担額は通常、施設との契約により決められますが、負担限度額の認定を受けた方は、次の４つの段階に応じた負担限度額まで自己負担が少なくなります。（通常の負担額との差額分は保険給付されます）

◆介護保険負担限度額（１日あたり）◆

利用者負担段階		居住費などの負担限度額				食費の負担限度額(※)
		ユニット型個室	ユニット型準個室	従来型個室	多床室	
第１段階	老齢福祉年金受給者 生活保護受給者	820 円	490 円	特養等 320 円 老健等 490 円	0 円	300 円
第２段階	合計所得金額と年金収入額（非課税年金含む）の合計が８０万円以下の方			特養等 420 円 老健等 490 円	370 円	390 円 （600 円）
第３段階①	合計所得金額と年金収入額（非課税年金含む）の合計が８０万円超１２０万円以下の方	1,310 円	1,310 円	特養等 820 円 老健等 1,310 円		650 円 （1,000 円）
第３段階②	合計所得金額と年金収入額（非課税年金含む）の合計が１２０万円超の方	1,310 円	1,310 円	特養等 820 円 老健等 1,310 円		1,360 円 （1,300 円）

※（　　）内の金額は、ショートステイを利用した場合の負担限度額です。

3　申請に必要なもの

① 介護保険負担限度額認定申請書
② 本人および配偶者の預貯金等の確認資料（生活保護受給者は添付不要）
③ 本人の個人番号および本人確認ができる下記の１と２の書類
１ 個人番号カード（裏）、通知カード、個人番号の記載がある住民票のうち番号が確認できるもの１点
２ 個人番号カード（表）、運転免許証、障害者手帳等のうち１点（顔写真付き）
又は、介護保険被保険者証、医療保険証等のうち２点（顔写真なし）
※ 個人番号が不明の場合など、申請書に個人番号が記入できない方は、上記の１と２の書類は不要です。

【申請に必要なもの②「預貯金等の確認資料」の例】

種　　類	提出書類
預貯金（普通・定期）	・通帳の写し （インターネットバンクの場合は口座残高ページの写し） 次の２か所の写しをご用意ください。 ①銀行名・支店・口座番号・名義の分かる部分 ②最終の残高が分かる部分
有価証券 （株式・国債・地方債など）	証券会社や銀行の口座残高の写し （ウェブサイトの写しも可）
金・銀（積立購入を含む）など、購入先の口座残高によって時価評価額が、容易に把握できる貴金属	購入先の銀行等の口座残高の写し （ウェブサイトの写しも可）
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し （ウェブサイトの写しも可）
現金（たんす預金など）	自己申告（申請書に金額を記入してください。）
負債（借入金・住宅ローンなど）	借用証書などの写し

※確認資料は配偶者分も含めて、該当するものをすべて提出してください。
※市役所に直接原本を持参された場合は、こちらで写しをお取りします。
※特別定額給付金は預貯金の対象から除かれます。預貯金の合計金額から特別定額給付金で受給した金額を引いた額が対象となります。

4　適用年月日

申請月の１日より適用開始となります。

5　提出先及び問合せ先

〒１８３－８７０３　府中市宮西町２丁目２４番地
府中市福祉保健部介護保険課介護サービス係
ＴＥＬ　０４２－３３５－４４７０
※郵送提出およびご家族やケアマネジャー等による代理提出も受付します。